

碧南市における避難確保計画作成の重要ポイント

令和7年7月1日

碧南市危機管理課

碧南市地域防災計画に記載される要配慮者利用施設

碧南市地域防災計画 資料編 資料1-2 浸水想定区域内要配慮者利用施設に洪水、津波、高潮の対象施設を記載。

①社会福祉施設、②学校施設、③医療施設に大別される。
国が例示した施設の内、次の条件を満たしたものを記載している。

記載基準

①浸水深(基準水位)に関わらず、浸水想定区域(津波災害警戒区域)に敷地が重なる要配慮者利用施設は地域防災計画に記載する。

②ただし、②学校施設(高等学校等、高校生以上の年齢層を利用対象とした学校)、③医療施設(外来のみの診療所(ただし、透析等長時間の医療行為を受け続けなければならないものを除く)は対象外とする。

避難確保計画作成上の重要ポイント

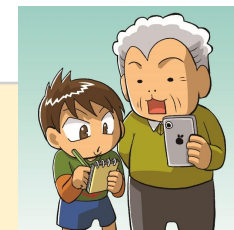
国土交通省のホームページに掲載されている避難確保計画のひな形を使用して計画を作成する場合に合わせて、項目一つ一つの留意点について説明します。



要配慮者利用施設の浸水対策(国土交通省)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材
「避難確保計画の作成・活用の手引き」や「様式編」を参照ください。
「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」(令和4年3月)
以下、「手引き」と呼びます。



水防法上作成が必要な項目

※国土交通省が作成したひな形の構成

基本的な事項（様式1）

防災体制に関する事項（様式2、様式3）

避難の誘導に関する事項（様式4）

避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（様式5）

防災教育及び訓練の実施に関する事項（様式6）

※自衛水防組織の業務に関する事項（様式7）

※対象災害が「津波」のみの場合は、自衛水防組織の設置義務（努力義務）はありません。

様式8～様式12は個人情報等を含むため、適切に管理してください。
市へ提出する必要はありません。

避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材

- ▶ 避難確保計画の作成・活用の手引き([PDF:5.4MB](#))
- ▶ 様式編
 - 社会福祉施設([XLSX:1.7MB](#))
 - 学校([XLSX:1.8MB](#))
 - 医療施設([XLSX:1.8MB](#))

避難確保計画作成又は変更の報告方法

避難確保計画作成（変更）報告書2部と避難確保計画2部を防災課防災計画係までご提出ください。その際、以下のチェックリストも合わせてご提出ください。ご提出いただいた避難確保計画の内容は、施設の業務上関わりの深い本市各課と情報共有します。

 [避難確保計画作成（変更）報告書 \(Wordファイル: 16.6KB\)](#)

 [避難確保計画チェックリスト（社会福祉施設） \(Wordファイル: 27.7KB\)](#)

 [避難確保計画チェックリスト（医療施設） \(Wordファイル: 28.6KB\)](#)



様式1 基本的な事項

記載例
様式1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直しを行うものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○(長期・短期)

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	2	階
-------	---	---

※建物の階数を記載

施設の人数

	平 日						休日					
	利用者			施設職員			利用者			施設職員		
昼 間	約	17(うち通所利用者9)	名	約	9	名	約		名	約		名
夜 間	約	9	名	約	2	名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

避難確保計画は施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としています。

計画の位置付けを明らかにするためにどの法律に基づくものかを明記しておきましょう。

通所や入所等の利用形態、建物の階数、施設利用者の人数を記載しましょう。

様式1 基本的な事項

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	☐ 該当なし ☒ 該当	最大浸水深	0.5m~3m
		浸水継続時間	1日~3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	☐ 該当なし ☒ 該当	最大浸水深	0.5m~1m
		浸水継続時間	12時間~1日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
高潮浸水想定区域 (高潮)	☐ 該当なし ☒ 該当	最大浸水深	0.5m~3m
		浸水継続時間	1日~3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	☐ 該当なし ☒ 該当	基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域	☐ 該当なし ☒ 該当	(以下の該当する分類に ☒)	
土砂災害警戒区域		☒ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	
		☐ 土石流	
		☐ 地すべり(地滑り)	

● 計画の報告

する 計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

家屋倒壊等氾濫想定区域に該当するかどうかは、計画を作成するうえで重要な事項です。必ず確認しましょう。

雨水出水浸水想定区域は令和7年度に指定予定です。

津波が想定されている場合は「基準水位」を記載してください。想定される最大浸水深は記載不要です。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設はありません。

計画の報告や見直しの記述は書くようにしましょう。

様式1 基本的な事項

○施設の災害リスクを確認しましょう。

碧南市ハザードマップの確認方法
碧南市ホームページ
ホーム ▶ 組織一覧 ▶ 市民生活部 ▶ 危機管理課 ▶ 防災ハザードマップ・標高マップ ▶ ハザードマップ（地震・高潮・洪水）
<https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kikikanri/6/1067.html>

洪水、高潮、津波の浸水想定区域は愛知県の「マップあいち」で詳細の確認ができます。
津波の基準水位（m）はこちらをご確認ください。
<https://maps.pref.aichi.jp/>



様式1 基本的な事項

洪水浸水想定区域 → 矢作川L2

▶洪水ハザードマップ（矢作川）（浸水深）で確認可能



「浸水深」とは、浸水の深さのことをいいます。

矢作川洪水ハザードマップ(浸水深)について

このハザードマップは、矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の浸水深を示したものです。矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域(想定最大規模)は、矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域について、水防法の規定により指定された浸食し、得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸食した場合には指定される浸水深を表示した図面です。指定時刻の矢作川の河道及び洪水調節施設の状態を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により矢作川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。浸水深想定に用いた地形データは平成21年度のものであり、現在の地形と異なる可能性があります。

なお、このシミュレーションの算出にあたっては、矢作川(河川)の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び台風による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。指定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

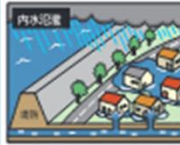
このハザードマップは水防図に基づくものです。

出典：矢作川水系洪水浸水想定区域図
作成主体：国土交通省 中部地方整備局 豊橋河川事務所
指定年月：令和元年6月
根拠法令：水防法(昭和24年法律第19号)
適用条件：矢作川区域の48時間総雨量 60.5mm

浸水深の拡大図は、「マップあいら」のやさしいマップで確認できます。

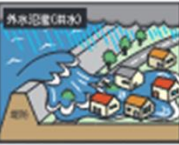
マップあいら 水害情報マップ

内水氾濫と外水氾濫(洪水)の違い



内水氾濫

雨量が下流などへの排水能力を超え、浸水被害が発生



外水氾濫(洪水)

堤防が破綻するなどではけの水が溢れ出し、浸水被害が発生

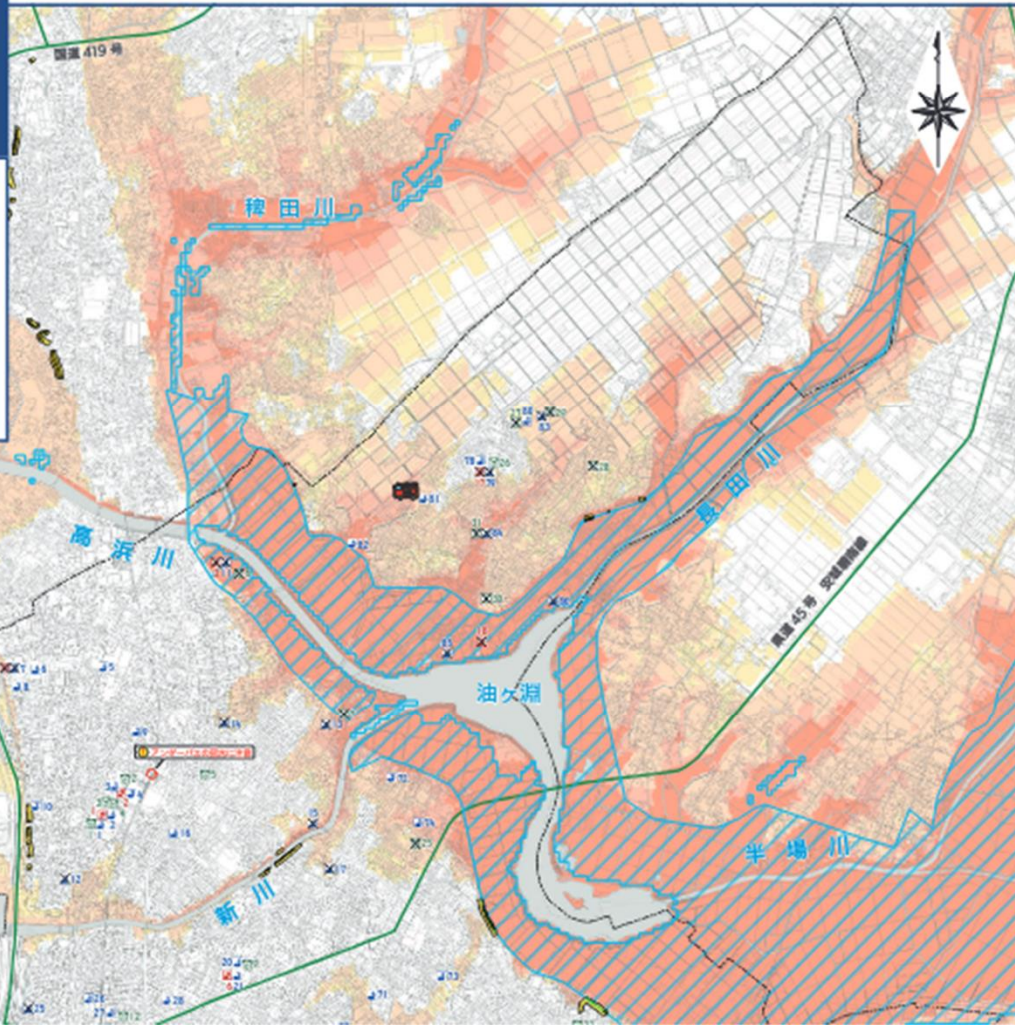
土砂災害(がけ崩れ)の仕組み

土砂災害には、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)の3種類があります。碧南市では、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が指定されており、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されています。

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)が起きた場合、崩壊した土砂は、斜面の下の3割程度まで広がる可能性があります。

土砂災害(特別)警戒区域の崩壊の指定状況は、「マップあいら」の土砂災害情報マップで確認できます。

マップあいら 土砂災害



浸水深

- ~0.5m
- 0.5m~3m
- 3m~5m
- 5m~10m
- 10m~20m

家屋倒壊等氾濫想定区域

土砂災害

- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))

浸水深の見方

- 3階浸水 5m以上
- 2階浸水 3m~5m未満
- 1階浸水 0.5m~3m未満
- 0.5m 0.5m未満

家屋倒壊等氾濫想定区域は水色の斜線の区域です

家屋倒壊等氾濫想定区域 → 氾濫流や河岸浸食により施設が破壊される可能性があるため、**立退き避難(水平避難)**が原則となります。

浸水深の見方
浸水深 0.5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は**早期の立退き避難**を行う必要があります。

洪水浸水想定区域 → 高浜川 L 2

家屋倒壊等氾濫想定区域は水色の斜線の区域です

家屋倒壊等氾濫想定
区域 → 氾濫流や河岸
浸食により施設が破
壊される可能性がある
ため、立退き避難
(水平避難)が原則と
なります。

2025年発行 碧南市

（「浸水層」とは、浸水の層のことです。）

高浜川洪水ハザードマップ(浸水圏)について

このハザードマップでは、高津川に属する高津川流域、清水河川と高津川を境とする清水河川流域の洪水を示したものです。
高津川は本宮川・海城川・清水河川の3河川が合流する大河川で、高津川には本宮川にはじめとる治水計画について、想定最大降雨時の湧水が発生すると想定される区域及び湧出した土地面に想定される水深を表示した図面です。発生想定に用いた地形データは平成16～21年度のものであり、地盤の劣化による浸透の可能性があります。

現在の治水状況を踏まえ、行幸川に代わって新堀(新堀、清水)を通じた高津川の洪水の状態をシミュレーションにより予測したものです。
なお、このシミュレーション結果については、資料の「決壊箇所」の記載、シミュレーションの設定による精度差等による誤差の可能性があること、また、この洪水発生想定区域に指定されている区域においても洪水が発生する場合はあると想定される水域がある等の点にご注意を喚起する必要があります。

このハザードマップは水防役に主たる目的とするものです。

出 典：臺灣川水等臺灣川國城淡水港水豐定區域圖

作成主体：愛知県
起算年月：令和6年11月
標高法令：水防法(昭和24年法律第193号)
附属条件：荒川利根川の24時間総雨量770mm

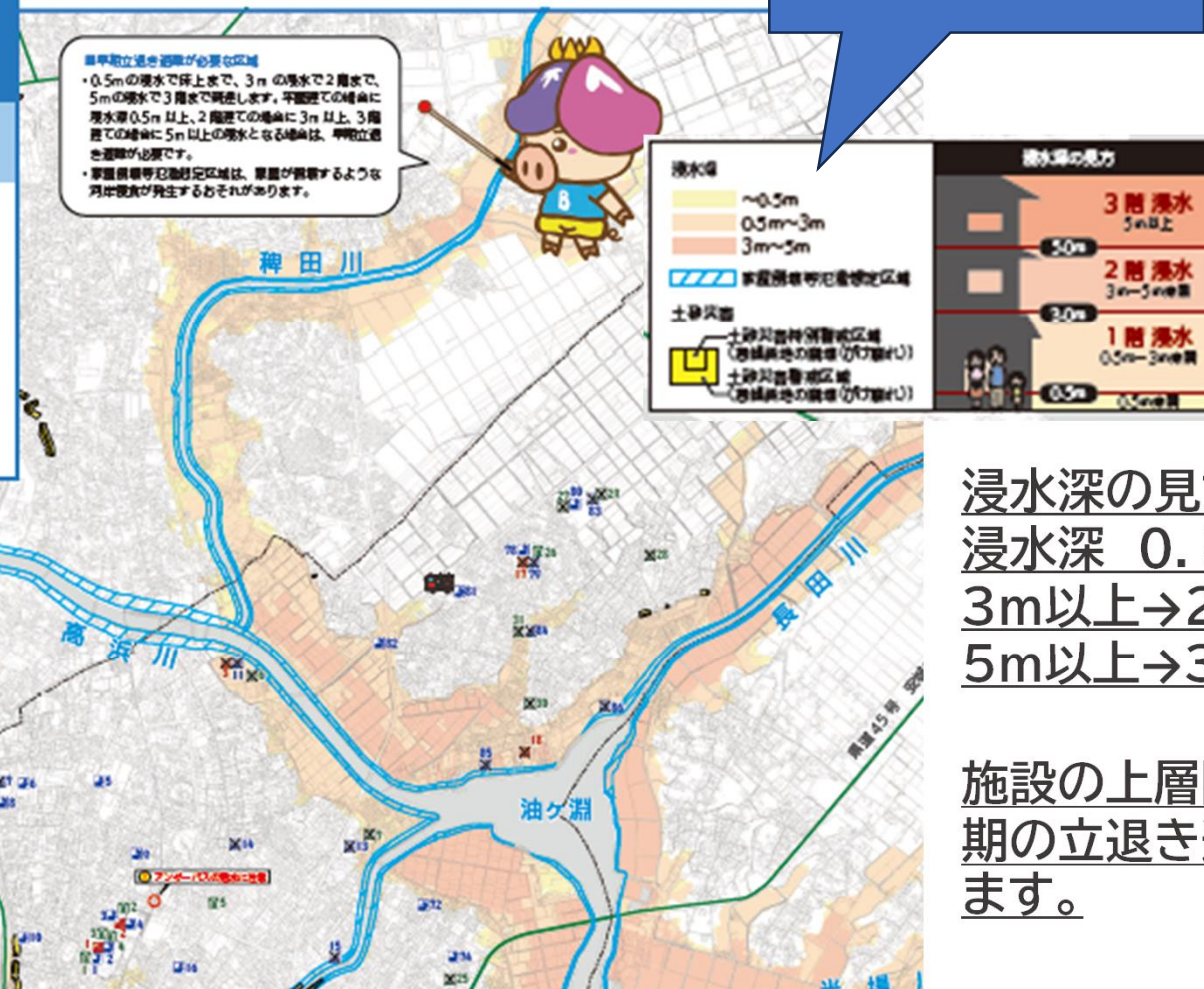
湧水地の拡大率は、「マップあいち」の水産情報マップで確認
できます。

東京臨海副都心等再開発区域について

[illegible][illegible]

土砂災害（がけ崩れ）の仕組み

土砂災害には、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の3種類があります。福岡市では、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が想定されており、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されています。



浸水深 0.5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は早期の立退き避難を行う必要があります。

様式1 基本的な事項

洪水浸水継続時間 → 高浜川 L2

▶洪水ハザードマップ（高浜川）（浸水継続時間）で確認可能

浸水継続時間

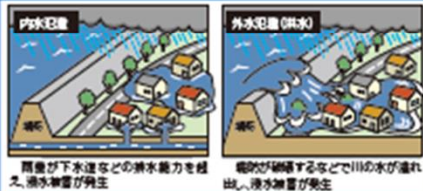
（「浸水継続時間」とは、浸水してから水がひくまでの時間のことをいいます。）

高浜川洪水ハザードマップ（浸水継続時間）について

このハザードマップは、高浜川洪水ハザードマップ（浸水継続時間）の浸水継続時間を示したものです。

浸水継続時間は、浸水深が0.5m以上になってから0.5m未満になるまでの時間を示したものです。浸水深が0.5m未満の箇所は、浸水継続時間が表示されませんので、浸水深の図と浸水継続時間の図の色は異なります。

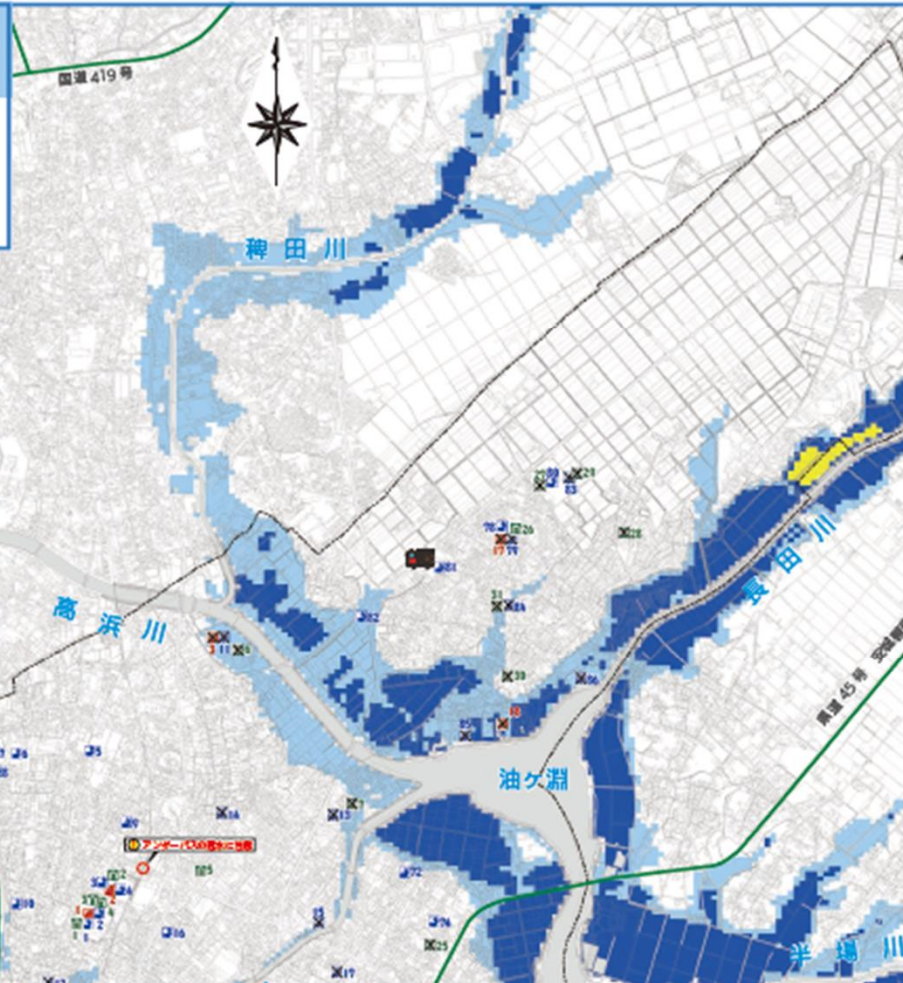
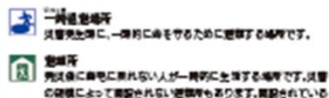
内水氾濫と外水氾濫（洪水）の違い



浸水継続時間が長い区域について
自宅の浸水が深刻化した場合には、安全な場所へ避難します。浸水継続時間が長い場合は、十分な備えをしておきましょう。
浸水継続時間が長い場合は、浸水継続時間+1日程度の水・食料・衛生トイレを持って避難避難する必要があります。



この図の避難経路に付した番号は、図解一覧表と対応しています。【× 図は利便性の使用できません。】



想定される浸水継続時間は、浸水深が0.5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

浸水継続時間
～12時間
～24時間（1日）
～72時間（3日）



浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式1 基本的な事項

洪水浸水継続時間 → 蜷川 L 2

▷洪水ハザードマップ（蜷川）（浸水継続時間）で確認可能

浸水継続時間

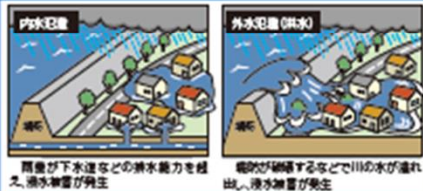
（「浸水継続時間」とは、浸水してから水がひくまでの時間のことをいいます。）

高浜川洪水ハザードマップ（浸水継続時間）について

このハザードマップは、高浜川洪水高浜川流域 洪水予想図（想定最大規模）の浸水継続時間を示したものです。

浸水継続時間は、浸水深が0.5m以上になってから0.5m未満になるまでの期間を示したものです。浸水深が0.5m未満の箇所は、浸水継続時間が表示されませんので、浸水深の図と浸水継続時間の図の色は異なります。

内水氾濫と外水氾濫（洪水）の違い



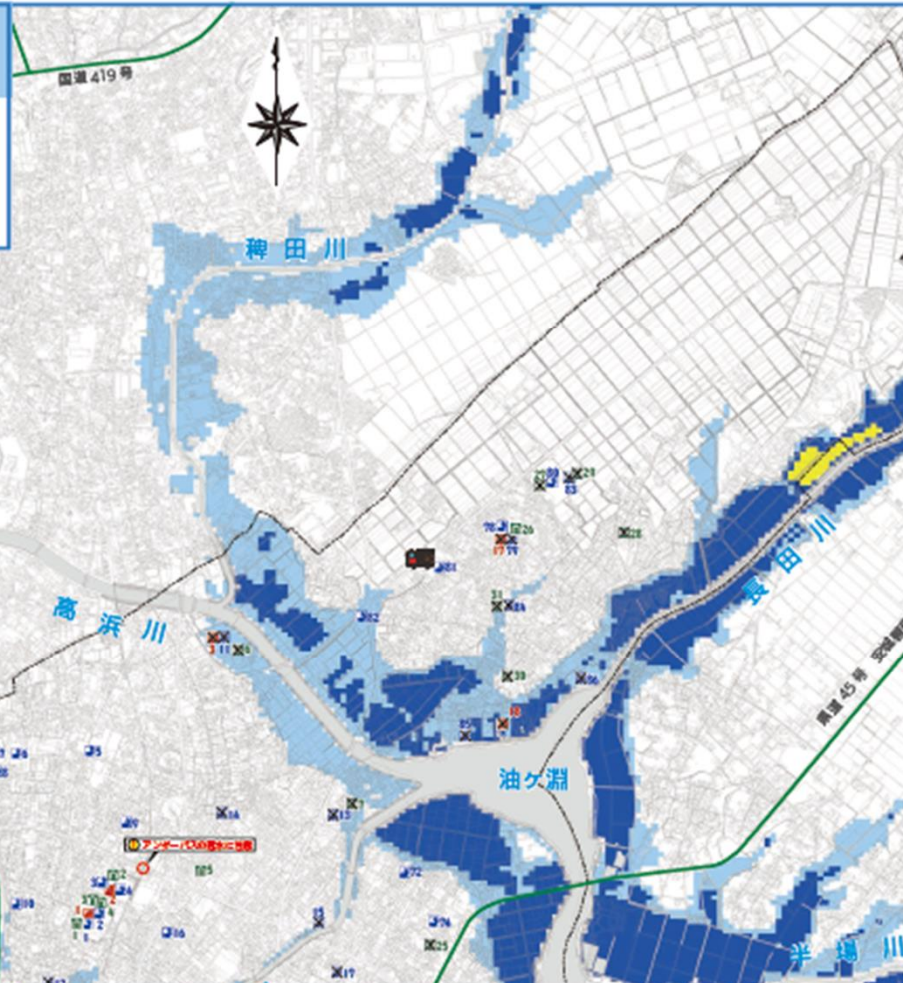
浸水継続時間が長い区域について

自宅の浸水が長期化した場合にはさまざまな問題が発生します。浸水継続時間が長い場合は、十分な備えをしておきましょう。
浸水継続時間が長い場合は、浸水継続時間+1日程度の水・食料・衛生トイレを持って避難避難する必要があります。



この図の避難経路に付した番号は、図解一覧表と対応しています。【× 図は利便性の使用できません。】

- 一時避難場所
災害発生時に、一時的に命を守るために避難する場所です。
- 避難所
災害発生時に避難する人が一時的に生活する場所です。災害の規模によって開設される避難所もあります。開設されている



想定される浸水継続時間は、浸水深が0.5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

浸水継続時間

～12時間

～24時間（1日間）



浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

高潮浸水想定区域

高潮ハザードマップ
(浸水深)

（「浸水層」とは、浸水の層のことです。）

高浪ハザードマップ(暴水)について

標記法：水防池（昭和24年治績第193号）

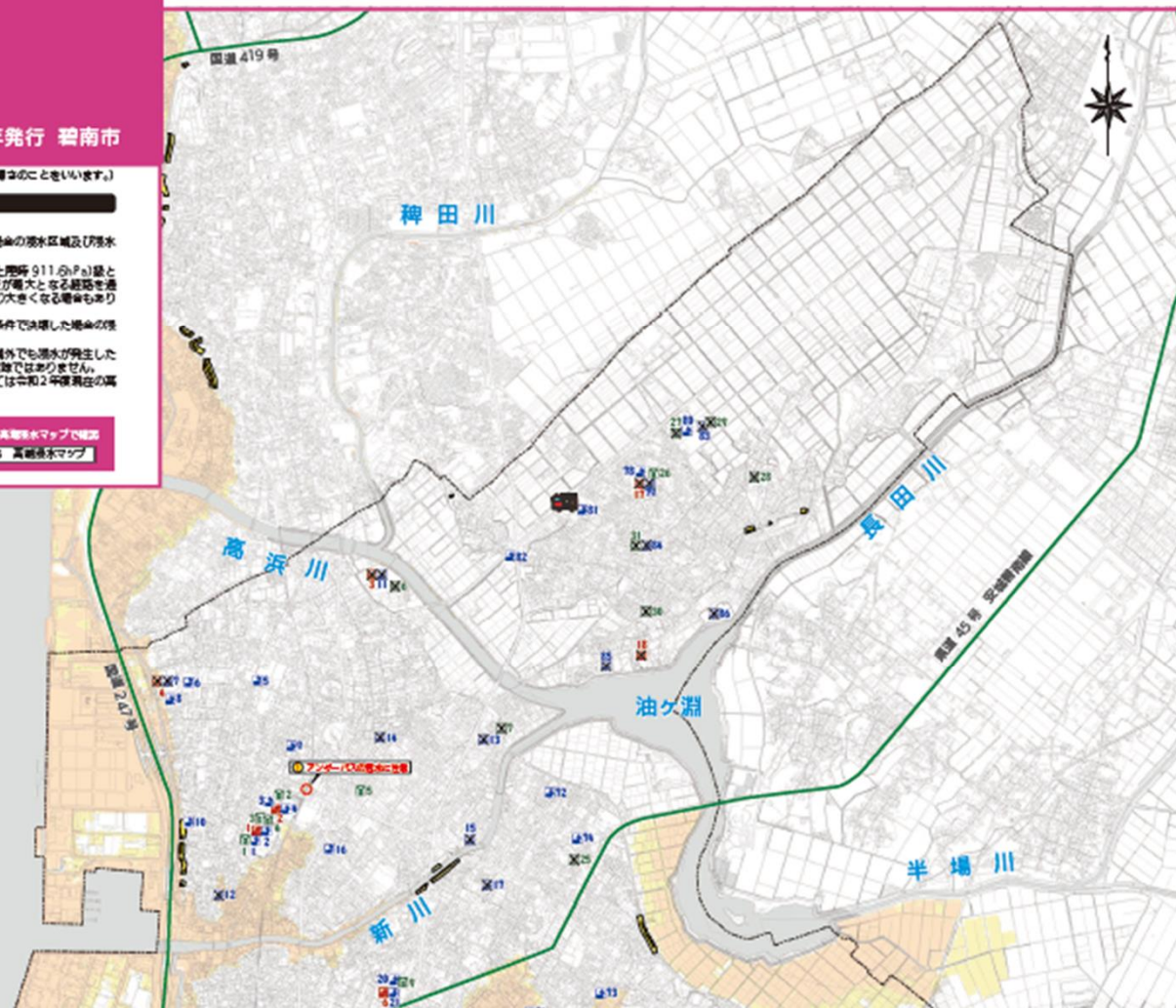
用水量の最大値は、「マップあいう」の高麗水マップで確認できます。

Q. マツプ虫いぬ 黒川幸水マツプ

高週の仕組み

土砂災害（がけ崩れ）の仕組み

土曜13時（東京）放送の森の音楽伝道隊では、「マッパあいさ」の土曜伝道隊



浸水深

 ~0.5m
 0.5m~3m
 3m~5m
 5m~10m
 10m~20m

土砂災害

土砂災害特別警戒区域
(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))

土砂災害警戒区域
(急傾斜地の崩壊(がけ崩れ))

浸水深の見方

3階 浸水
5m以上

5.0m

2階 浸水
3m ~ 5m未満

3.0m

1階 浸水
0.5m ~ 3m未満

0.5m 0.5m未満

浸水深の見方

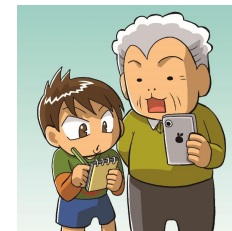
浸水深

0.5m以上→床上浸水相当

3m以上→2階床上浸水相当

5m以上→3階床上浸水相当

**施設の上層階が浸水する場合
は早期の立退き避難を行う必要
があります。**



様式1 基本的な事項

高潮浸水継続時間

▷高潮ハザードマップ（浸水継続時間）で確認可能

高潮ハザードマップ (浸水継続時間)

2025年発行 稲南市

(浸水継続時間とは、浸水してから水がひくまでの時間のことをいいます。)

高潮ハザードマップ(浸水継続時間)について

このハザードマップは、浸水継続時間(浸水継続時間)を示したものです。
浸水継続時間は、浸水深が0.5m(床上浸水相当)に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

なお、今回の想定では、今年までの最大規模の台風として、中心気圧を昭和9年皇台台風(最高級の皇台時付近上陸時911hPa)とし、上陸時の気圧(911hPa)を有ったまま、昭和34年伊勢湾台風(最高級の皇台時付近上陸時911hPa)で、各地点で潮位高が最大となる経路を通過するものとしています。ただし、実際のコースや来襲時の位置により、地域によっては、高潮がこの想定より大きくなる場合もあります。

河川は、想定には堤防が設置され、安全性が向上していますが、今回の想定は最悪の被害として、堤防が全て崩壊した際の浸水を想定したものです。
浸水継続時間は、地形の凹凸や建築物の形状、浸水した各層条件を超える事象により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなる場合があります。
本図は、令和元年に実施したデータを使用しており、現在の地形と異なる場合もあります。なお、堤防については令和2年度調査の結果を反映しています。

このハザードマップは水防法に基づいたものです。

出 典：高潮浸水想定区域図

作成主体：高潮浸水

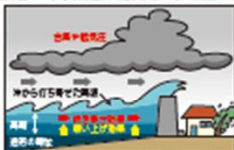
想定年月：令和3年6月

想定条件：水防法(昭和24年)第13条第1項

浸水継続時間は、浸水深が0.5m以上に達してから0.5m未満になるまでの時間を示したものです。浸水深が0.5m未満の場合は、浸水継続時間が表示されませんので、浸水深の異なる浸水範囲と、浸水継続時間の異なる浸水範囲は異なります。

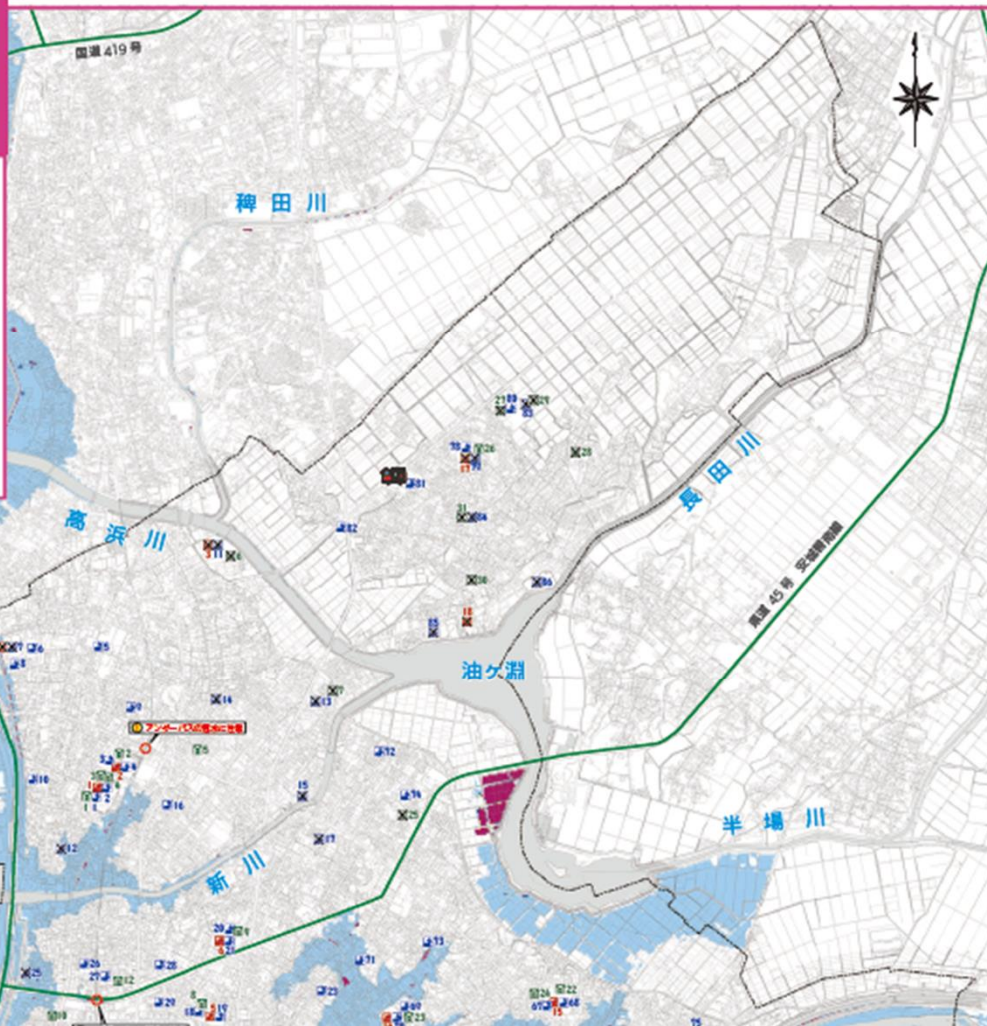
高潮の仕組み

台風や発達した低気圧が通過するとき、風速が大きくなり、海面が盛り上がる。これを「高潮」といいます。台風や低気圧の中心では気圧が周辺より低いため、気圧の高い周辺の空気が海水を押し下げ、中心付近の空気が海水を押し上げるように作用する「風い上げ効果」と、台風や低気圧に伴う強い風が海から海面に吹いて吹き、海水は海面に吹き寄せられ、高潮付近の海面が上昇する「吹き寄せ効果」により起こります。



浸水継続時間が長い区域について

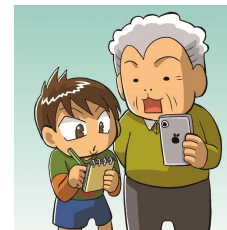
浸水の浸水が継続した場合には、浸水が長くなる場合があります。浸水継続時間が長い場合は、十分な備えをしておきましょう。
浸水継続時間が長い場合は、浸水継続時間+1時間以内の食料・飲料・トイレを持って避難する必要があります。



浸水継続時間

- ～12時間
- ～24時間 (1日間)
- ～72時間 (3日間)
- ～168時間 (1週間)
- ～336時間 (2週間)
- ～672時間 (4週間)

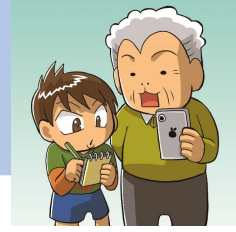
想定される浸水継続時間は、浸水深が0.5m(床上浸水相当)に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。



浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式1 基本的な事項



津波災害警戒区域

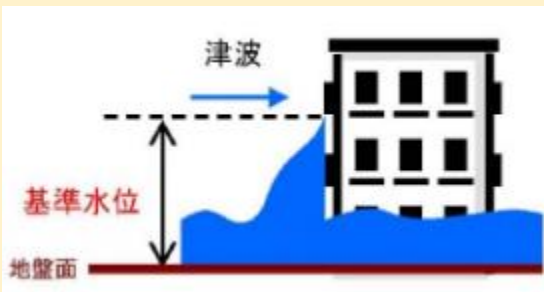
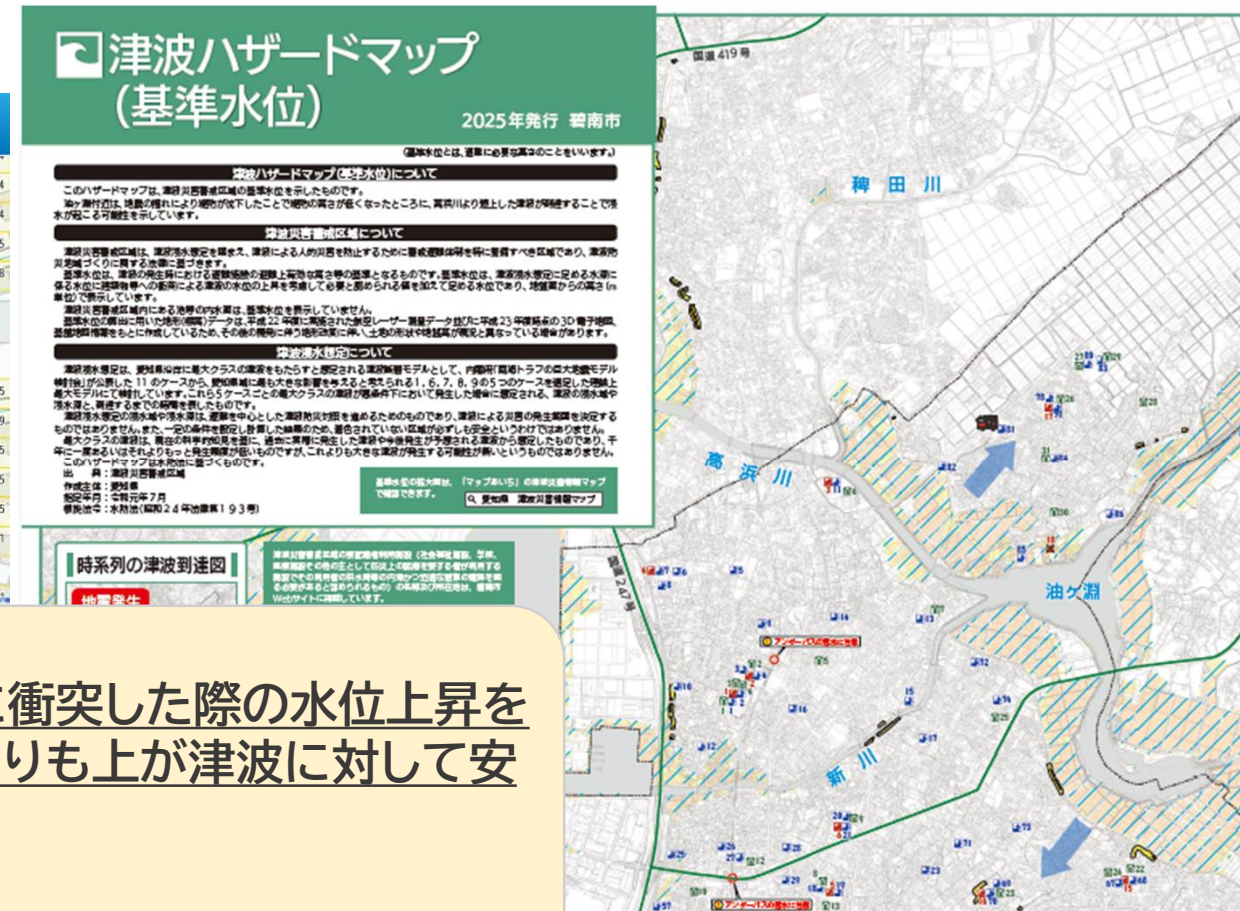
マップあいちでは、基準水位の確認はできますが、津波到達時間の確認はできません。

マップあいち「津波災害情報マップ」で基準水位（m）が確認可能

黄色の枠の中の数値が基準水位です。



▶津波ハザードマップ（基準水位）で確認可能（浸水ランクによる表示です）



基準水位とは、津波が建物等に衝突した際の水位上昇を加味した水位です。基準水位よりも上が津波に対して安全な高さとなります。

参考 津波は地上では時速40km程 30cmでも大変危険です。1mの致死率は100%とされています。

様式2 防災体制に関する事項

災害想定ごとに作成します。

洪水または雨水出水

4 防災体制

記載例
様式2

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難を完了するためには、それぞれの役割ごとに適切な人員と責任者を配置する必要があります。

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名	責任者	人数	名
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階		1	名		1	名						
	状況把握、指揮			気象情報等収集			(避難誘導体制の確認)			(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	体制確立の判断			施設職員への情報伝達			(避難ルートの確認)					
	事前休業の判断											
警戒レベル2 ↓ 注意体制		1	名		1	名		10	名		1	名
	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			避難誘導体制の確認			避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	施設職員等召集			施設職員や避難支援協力者へ連絡			避難ルートの確認			移動用車両の手配		
	(避難開始判断)						(避難誘導開始)					
警戒レベル3 ↓ 警戒体制		1	名		1	名		15	名		2	名
	状況把握、指揮			気象情報、水位情報、避難情報等の収集			避難誘導開始			要配慮者等の装備品の装着		
	避難開始判断			利用者家族等への連絡						移動用車両の確保		
				市町村等への連絡						避難先への持ち出し品等を運搬		
警戒レベル4 ↓ 非常体制		1	名		1	名		16	名		1	名
	状況把握、指揮			市町村等への連絡			避難完了の確認			避難先での持ち出し品等の管理		
	避難先での利用者支援の監督			施設職員への情報伝達			避難先での利用者支援					
	(緊急安全確保の判断)						(緊急安全確保の誘導)					

様式2 防災体制に関する事項

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを	・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・高潮注意報(警報級に切り替える可能性に言及していないもの)が発令された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・高潮注意報(警報級に切り替える可能性高い)が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 警戒体制	・避難指示が発令された場合 ・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、部門を臨時休業とする。

または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部

碧南市が発令する
警戒レベル3高齢者等避難が避難開始の合図

警戒レベル4避難指示→一般の方が避難を開始する合図
この状況に至る2～3時間程前に警戒レベル3高齢者等避難は発令されます。

洪水、高潮は
少なくとも碧南市が発令する
警戒レベル3 高齢者等避難
で以て避難を開始するようにし
てください。

伊勢・三河湾に津波警報以上が
発令された場合、碧南市は警戒
レベル4 避難指示を発令します。

①大きな地震+津波注意報、②津
波警報、③大津波警報のいづれ
かを確認したら碧南市からの避
難指示を待たずに直ちに安全な
場所に避難してください。



災害の恐れ
あり

災害の恐れ
が高い

様式2 防災体制に関する事項

防災体制一覧表 → 様式12

通所型や通院型の施設の場合は、避難情報や防災気象情報等を参考にして事前休業の措置をとることが、施設利用者の安全確保につながります。
事前休業の有無とその判断基準を記載しましょう。
施設での被災リスクをゼロにできるので、事前休業の判断についてルールがなければ、この機会に考えていただくことをおすすめします。

警戒レベル4
↓
土砂災害警戒情報が発表された場合

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業と

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高齢者等避難
高潮警報又は特別警報
暴風警報又は特別警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

様式3 防災体制に関する事項

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおり。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村へ電話問い合わせ 等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP 等
洪水	・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP
	・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・川の防災情報のHP ・川の防災情報のHP
	雨水出水 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 雨水出水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・都道府県・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス 等
高潮	・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
津波	・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP、都道府県のHP ・気象庁HP

Pitch FM 83.8MHz

記載例
様式3

碧南市公式LINEを是非
ご登録ください。

気象庁HP
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



川の防災情報 (国土交通省)
<https://www.river.go.jp/index>



川の防災情報 (愛知県)
<https://www.kasen-aichi.jp/>



様式3 防災体制に関する事項

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警戒級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。		
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、設を休業することになりました。		
警戒レベル2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に集してください。		
	洪水注意報	インターネット (気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。		
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。注意体制をとる段階です。		
	大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警戒	インターネット (気象庁HP)	洪水警戒が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警戒	インターネット (気象庁HP)	大雨警戒が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル4	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	氾濫危険情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット (気象庁HP)	土砂災害警戒情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

どのタイミングで、誰が、何を、誰に伝えるのかを明記しておきましょう。

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8

緊急連絡網 ⇒様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

様式4 避難誘導に関する事項

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

避難先を検討する際は、避難後の生活までイメージしてください。

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会(系列グループホーム)に立退き避難をする。
- ②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒ 4台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

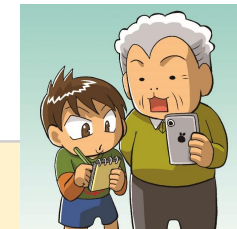
避難先は、系列施設や他の同種類似施設の検討を優先してください。

雨水出水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒ 4台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

高潮	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		

避難先に市の指定避難所を選んでも構いませんが、以下ご留意ください。

- ・災害の想定によっては使えない避難所があります。
- ・洪水や高潮の場合、避難所は原則警戒レベル3高齢者等避難発令後に受入れを開始します。
- ・指定避難所の市職員や避難所運営者に引き渡して避難誘導は終了ではありません。利用者のご家族等に引き渡しができるまで関わることを前提としてください。



様式4 避難誘導に関する事項

津波	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設 指定緊急避難場所 近隣の安全な場所	A会(系列グループホーム)	1,000 m	☒	☐	台 車椅子	20時間	強い地震発生 津波注意報など
	B小学校(校舎2階以上)	500 m	☒	☐	車椅子	10時間	強い地震発生 津波注意報など
	〇〇ビル	200 m	☒	☐	台	40分	強い地震発生 津波注意報など

津波は地震に伴い発生します。市の指定避難所は開設できない可能性もあります。

①まずは安全な地域にある系列施設や同種類似施設を。それが困難であれば、
②市指定緊急避難場所（一時退避場所）、③近隣の安全な場所に一旦避難して、まずは安全を確保してください。

指定緊急避難場所（一時退避場所）とは一時的に避難して安全を確保する場所のことです。そこでの生活まではできません。次の行動につなげる場所として考えてください。

避難方法

津波からの避難は原則「徒歩」を想定してください。

理由

- ①車での避難は困難
- ②緊急車両の妨げとなる

避難開始基準①～③を確認したら逃げる

- ①強い地震発生+津波注意報
- ②津波警報
- ③大津波警報

警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示を待つことなく避難を開始してください。

様式4 避難誘導に関する事項

以下に該当するか検討の上、**屋内安全確保**を選択するかどうかを

- ※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害警戒区域外特定地域に指定されている区域に存していないこと
- ※津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと
- ※浸水しない居室があること
- ※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を
過酷な事象に遭遇した場合は 斜面の反対側の2階の〇〇室

(2) 避難

緊急安全確保の場所も記載しておきましょう。
ただし、あくまで施設利用者は、警戒レベル3
高齢者等避難で避難開始、施設職員は警戒レベ
ル4 避難指示の段階までには避難完了している
ことが原則です。

屋内安全確保（津波は不可）
立退き避難はかえって危険だ
と判断される場合に検討して
ください。

- ①家屋倒壊等氾濫想定区域内
にないこと
- ②浸水しない居室があること
- ③一定期間浸水することによ
り生じる可能性のある支障を
許容できること（電気、ガス、
水道、トイレが使えなくなる。
食料が不足するなど）



緊急安全確保は、あくまで災害が発生・切迫した段階での行動です。

碧南市から警戒レベル5緊急安全確保(出るとは限りません)が発令された場合等の行動となります。

様式4 避難誘導に関する事項

避難経路

- ・洪水、高潮→車での移動を想定

【理由】猶予のある警戒レベル3 高齢者等避難が避難開始基準

- ・津波→徒歩での移動を想定、広い道路を選ぶ

【理由】①車での避難は困難

②緊急車両の妨げとなる 本資料17pのとおり

- ・緊急安全確保

急激に災害が切

過酷な事象に遭

避難確保計画に定めた場所への避難

場合は 斜面の反対側の2階の○○室

- ①液状化や家屋等が倒れて道が塞がれてしまう可能性あり。
- ②車を途中で乗り捨ててしまうと緊急車両の妨げとなる。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式11

様式5 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

記載例
様式5

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部(1～3階)
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	—
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他(担架)	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上

手引き 35頁を参照

津波の場合
やむを得ず屋内安全確保や緊急安全確保を選択せざるを得ない施設については、上層階から地上へ安全に降りる手段を検討してください。
※津波浸水後は、施設が破壊されて降りるのが困難となります。



図 11 避難に必要な設備の考え方（参考）

様式5 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。この品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

手引き 36 頁を参照

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット	10	受付、各階の職員
	電話やファックス	5	受付、各階の職員
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ピブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員
	救急用品	5	受付、各階の職員
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

碧南市の場合、湛水期間を4日以上考慮しておく必要があります。

立退き避難ができない施設は、水や食料、非常用電源、携帯トイレ、医薬品等を最低4日～7日分程度の備蓄しましょう。



湛水【たんすい】

浸水した水が引かずに溜まってしまうことです。碧南市は低い土地が多く、一度浸水してしまうと長い期間水が溜まってしまう可能性があります。

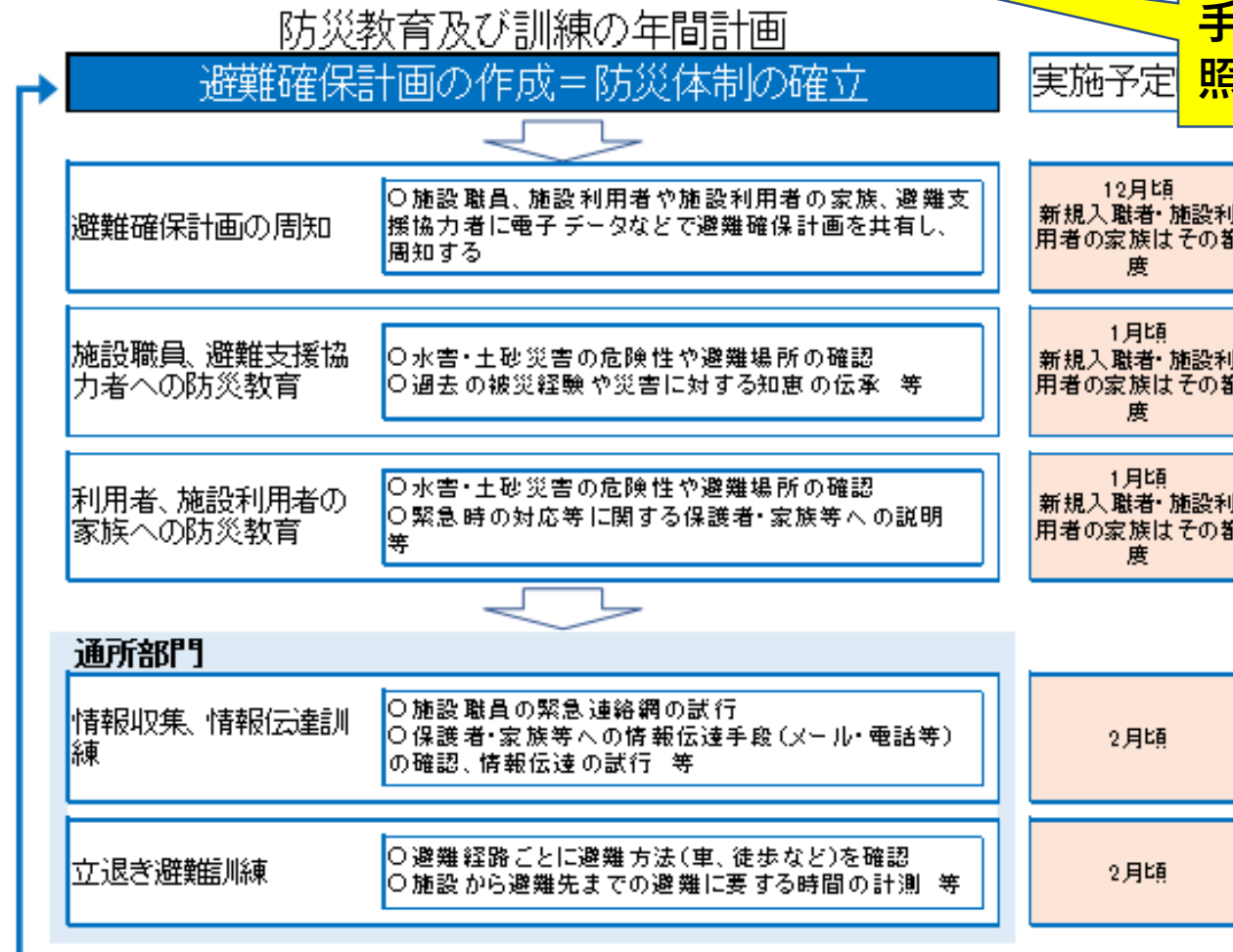
様式 6 防災教育及び訓練の実施に関する事項

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

記載例
様式 6

手引き 37、38 頁を参照



様式 7 自衛水防組織の業務に関する事項

記載例
様式 7

10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2)自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- 。 ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
象と ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3)自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

手引き 40 頁を参照

「津波」だけが対象の施設は自衛水防組織の設置義務（努力義務）はありません。

碧南市ホームページのご紹介

要配慮者利用施設の避難確保計画

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kikikanri/plan_policy/17289.html



以下を載せていますので、事務でご使用ください

- ・要配慮者利用施設の一覧
- ・避難確保計画作成又は変更の報告方法(様式あり)
- ・訓練の結果報告方法(様式あり)
- ・国土交通省ホームページへのリンク